

2011年6月7日

Internal Revenue Service  
CC:PA:LPD:PR (NOT-121556-10)  
Room 5203  
P.O. Box 7604  
Ben Franklin Station  
Washington, D.C. 20044

外国口座コンプライアンス法についての意見書

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、2010年追加雇用対策法案（The Hiring Incentives to Restore Employment (HIRE) Act）の一部として2010年3月18日に制定された外国口座コンプライアンス法（The Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）の規定および行政上の解釈や施行に関する米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）ガイダンス（Notice 2011-34）の意見照会に応じるかたちで要望書を提出する機会を与えられたことに感謝いたします。

全銀協は、日本国内に本支店を有する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする日本の銀行界を代表する団体で、総会員数は248にのぼります。全銀協は、銀行業の健全な発展を通じて日本経済の成長に貢献することを目的に、全国的・国際的なレベルで業界全体のコンプライアンス意識の徹底、銀行取引の適正性の確保、消費者保護など、幅広い様々な活動を行っており、日本国内で活動するほとんどの銀行がその会員になっております。

全銀協は、米国人の租税回避を助長するビジネスに金融機関が関与したことを契機として、OECD の枠組みにおいて、租税回避防止のための国際的協力体制強化の機運が高まっていることを承知しております。こうした流れは本来、各国政府レベルの協議を通じた国際的合意を踏まえて各国が協調的な国内法制化を進める、というプロセスによって実現されるのが望ましいと考えられます。また、税務行政執行共助条約という具体的な枠組みも存在しています。OECD や同条約など、これまでの枠組みを活かす方法によっても、租税回避の防止は十分に可能なのではないかと考えております。

FATCAは、米国税務当局と米国納税義務者との間の問題解決を目的とするものであると認識しており、全銀協は、決してFATCAの目的を否定するものではなく、以前から申しあげてきているとおり、その目的のためにIRSが外国の金融機関（以下「FFI」という。）に対して広く一定程度の協力を求めるということも理解でき、協力できる範囲で最大限協力する用意があります。

しかしながら、FATCAはその目的を果たす手法として、米国国内法の改正により、FFIに対して厳しい義務およびペナルティを課するという仕組みになっております。現在提示されているFATCAの要件は、FFIの通常業務の範囲をはるかに超える厳しい要求となっていることや、いわゆるタックス・ヘイブンであるかどうかを問わず世界各国に一律的な適用を企図するものとなっていることから、コスト・ベネフィットのバランスを著しく欠く制度となっている点に、全銀協としては強い懸念を抱いております。また、銀行のコンピュータシステムは、預金の受入れ、ローンの実行を主な目的としており、租税回避者の追跡を主目的としているものではありません。

FATCAの最終的な目的は、FFIの協力なしには十分に達成できず、FATCAの目的を達成するためには、システム上の要件定義を含め、FFIにとっての実務上のフィージビリティを確保することが何より重要です。については全銀協を含む各国の各団体・金融機関が提出するコメントおよび要望について、IRSが真摯かつ早急に検討することを強く要望いたします。

また、現状のFATCAの要件が厳しい点を踏まえれば、米国人との取引に関して、当該米国人が本人確認やIRSに対する情報提供に協力的であるか否かを問わず、FFIがそれらの取引を控えようとするインセンティブが強く働く恐れもあります。IRSが前述のコメントおよび要望について検討する際には、FFIから米国人が締め出される懸念もあるということが、FATCAおよびHIRE Actの精神に沿うものかどうか、米国の国益（米国人の利益）に適うものかどうか、税務執行機関からの観点のみならず、米国政府全体として検討することを強く要望いたします。

周知のとおり、米国と日本は長年経済的に相互依存の関係にあり、日本の金融機関は米国内でも積極的に活動を行ってきております。また、日本の銀行界全体としての米国証券等に対する直接投融資残高が2009年末で約26兆円（約3,210億米ドル（1US\$=81円で換算。以下、本意見書における換算において同じ。））

にのぼるという事実もあり、日本の金融機関が、FATCAのような米国直接投融資に係る税制改革で受ける影響には多大なものがあると予想されます。また、日本の全人口約128,062,000人（2010年11月時点）に対して米国人（米国籍保有者）は52,000人（0.04%）（2009年時点）に過ぎません。一方、日本の銀行における預金口座の総数は約8億（2010年9月時点）にのぼりますが、その中から、米国人口座を特定するために、預金口座全体を対象としてFATCAの規定するデューデリジェンスを行うことは、日本の金融業界に対し、中でも（1473条(3)で定められている）特定米国居住者（Specified US Persons）の顧客がいない、あるいはその割合が低い金融機関に対して多大な事務・コスト負担を強いることとなります。

全銀協は、世界中の金融業界全体に対するFATCAの影響に留意し、また、当業界に対する事務・コスト負担を最小限に抑えるための対策案として米国財務省およびIRSがこれまでの要望内容などを考慮してNotice 2010-60に続いてNotice 2011-34を作成したことに深謝したうえで、FATCAにおいて定められた新源泉徴収制度および情報提供義務に対して、引続き日本の金融機関が効率的かつ法律の目的に合致しつつFATCAに対応するための策について焦点を置き、以下の要望を申しあげます。

## **1. セクション I について**

今回、IRSがNotice 2010-60等に関して全世界から提出されたコメントを考慮し、既存の個人口座から「米国人口座」を特定するためのデューデリジェンス手続きを全面的に変更したことに対して、全銀協として、一定の評価を申しあげます。ただし、今回の改定にも拘らず、提示されたデューデリジェンス手続きには依然として多くの問題があるため、実効性に欠けていると言わざるを得ないことをご認識いただきたく、更なる効率化・実効性の向上に向けて、以下のとおり、コメント申しあげます。

### **(1) 定義について**

#### **① 「既存の個人口座」について**

**【提案事項1】 エブリディ・バンキング口座の除外**

既存個人口座の確認に際して「エブリディ・バンキング口座」を確認対象から除外することを認める。

「エブリディ・バンキング口座」とは次のすべての条件を満たす口座であるものとする。

(i) 当該 FFI の設立国において、公共料金その他の定期的に発生する費用の支払や給与の受取りなどに利用される口座で、日常的な決済を主たる目的とした口座である。

(ii) 金利が付与されない、または貯蓄を目的とした定期預金に比べて低い金利が付与される口座である。

Notice 2011-34 ではプライベートバンキング口座については厳格なデューデリジェンス手続きを課すなど、リスクベースの考え方が取り入れられています。この考え方自体は好ましいものですが、リスクベースの観点からはプライベートバンキング口座と対極に位置する日常生活用の口座についても別枠で扱うことを提案します。

邦銀の普通預金口座は、銀行の中で最も一般的な商品であり、米国のチェック口座に相当するものです。ただし、日本では、個人が小切手を発行することはほとんどありません。代わりに決済手段として、口座自動振替や振込が利用されています。顧客が雇用主から給与の受取り用などとして、特定の金融機関に口座開設を求められるケースもあり、普通預金口座は、国民の日常生活にかかせないものとなっています。このように決済性の預金であり、非常に低金利（2011年5月統計：全国平均0.02%）でもある普通預金は、租税回避目的で利用されるものではありません。したがって、「エブリディ・バンキング」に利用されるような口座については、「金融口座」の定義から除外することを検討願います。

前述のとおり、日本に在住する米国人の少なさに鑑みると、邦銀においては、デューデリジェンス手続きの結果、米国口座と判定される顧客の数は僅少であることが予想されますので、「エブリディ・バンキング」に利用される口座のみの保有者を含む全ての顧客を対象として、確認作業を強いられることは、本来の銀行業務に支障を来たしかねないと懸念します。

### 【提案事項2】居住性概念の導入

FFI がその設立国の税法上、居住者口座と非居住者口座を厳格に区分している場合で、次のすべての条件を満たす場合、既存の個人の居住者口座にはステップ3～6は適用しないものとする。

- (i) 米国と設立国との間に租税条約があり、情報交換条項と特典制限条項が含まれている。
- (ii) 設立国の税法等において、FFIが支払う利子や配当、有価証券の売却などについて源泉徴収あるいは設立国の税務当局への報告義務が課されており、居住者と非居住者とで異なる税率が課され、また、居住者と非居住者を区別するための、証明書類が要求されている。
- (iii) 上記(ii)に関する居住者口座と非居住者口座の区分データをFFIが管理、保管している。

リスクベースの考え方を一層推し進め、FFIの所在国における居住性の概念を導入することを提案します。具体的には、FFIの所在国における非居住者は、当該国の居住者に比べると米国での租税回避リスクが高いと考えられることから、非居住者についてのみ既存顧客確認のための各ステップの適用対象とし、一方、居住者については租税回避リスクが低いと考えられることから、リスクベースの考え方にもとづいて確認ステップの対象外とすることを提案いたします。

すなわち、日本のように米国と租税条約を締結している国のFFIで、当該国の税法や外国為替に関する規制上、居住者と非居住者の管理が厳格に規定、運用されている場合には、「エブリディ・バンキング口座」に該当しない口座の中から、当該国の税法等において、非居住者に分類される口座についてのみ、ステップ3のプライベートバンキング口座、ステップ4の電子検索、およびステップ5の高額口座に関するデューデリジェンスを実施するものとし、居住者口座については低リスクであるとして確認ステップの対象外とすることも十分に検討に値すると考えます。

日本においては、所得税法において居住性にもとづく区分を採用しており、納税義務者となる居住者と非居住者を以下のとおり分類しています。

#### 【居住者・非居住者の定義】

居住者とは、「日本国内に」住所があるかまたは現在まで引き続いて1年以上住所がある個人で「非永住者以外の居住者」と「非永住者」に分類される。一方、非居住者は、「居住者以外の個人」である。

### (1) 非永住者以外の居住者

非永住者以外の居住者は、所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して課税される。

### (2) 非永住者

居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去 10 年以内の間に日本国内に住所または居所を有する期間の合計が 5 年以下である個人を非永住者という。

非永住者は、国内において生じた所得（国内源泉所得）と、これ以外の所得（国外源泉所得）で日本国内において支払われたものまたは日本国内に送金されたものに対して課税される。

### (3) 非居住者

非居住者は、日本国内において生じた所得（国内源泉所得）に限って課税される。

なお、日本においては、外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進や市町村等の行政の合理化を図ることを目的とした法律が、2009 年 7 月に公布されています（「住民基本台帳法の一部を改正する法律」）。施行は 2012 年 7 月頃が予定されていますが、これにより、観光などの短期滞在者等を除いた、適法に 3 か月を超えて在留する外国人であって住所を有する者については、住民票が作成されることとなります。したがって、現状でも外国人登録法や出入国管理及び難民認定法等の規定が存在しますが、行政による外国人の把握はより効率的・効果的に行われることになると見込まれています。

そもそも FATCA は、外国における居住性の有無にかかわらず米国人の租税回避防止を主目的としていることは承知しております。しかしながら、日本における居住者は、上述のとおり課税対象とされていることに鑑みると、租税回避リスクの高い米国人が、日本の税法上居住者として分類されている可能性は低いと考えます。

仮に、米国の税務当局が日本で居住者として分類されている米国人の情報を必要とする場合には、租税条約の規定等にもとづき、日本の権限ある当局との情報交換により入手するという方法が妥当と考えます。また、上記条件の適格性については、IRS が各国の権限ある当局と協議のうえ、判断すべきものと考えます。

## 【明確化要望事項】

○既存口座の判定について

FFI 契約発効日時点で口座が存在するか否かによって判断されることになっているデューデリジェンス手続きにおける既存口座か否か（新規口座か）の判定は、口座単位ではなく、口座保有者単位でなされることの明確化を要望します。

本人確認を仮に口座単位で判定することとなると、FFI 契約発効日以後に口座開設する都度デューデリジェンス手続きを実施することとなり、同一顧客に対して何度も同一のデューデリジェンス手続きを実施することとなるため、銀行の提供する対顧客サービス上重大な障害となり得ます。

#### ○ 新規口座の判定について

FFI 契約発効日以後に初めて FFI に口座を開設する顧客について、口座開設時にのみデューデリジェンス手続きを実施することとし、その後の追加的な口座開設時にはデューデリジェンス手続きの実施は不要であることの明確化を要望します。

#### ② プライベートバンキング口座について

##### **【提案事項3】**

プライベートバンキングなどの呼称で扱われているという事実のみをもって該当するという考え方は採用しない。代替案として、以下を提案する。

プライベートバンキングに該当するかの判定においては、以下を考慮する。

- 各行がその呼称にかかわらず、FATCA上のプライベートバンキングに該当するか否かの判断を行い、その判断にもとづく分類をIRSは尊重する。
- または、顧客資産の取扱金額（例えば、「少なくともUS\$1,000,000以上の預かり資産が存在」など）や、顧客から受け取る報酬体系などの実体面の重視。

#### ○ 定義について

Notice 2011-34で、プライベートバンキング口座、プライベートバンキング部門、プライベートバンキングリレーションシップマネジャーに関する定義が示されたこと自体は、リスクベースの考え方を具現化したものとして、一定の評価をしております。ただし、現状の定義でも、曖昧さが残ることは否めないため、更なる明確化をお願いします。

例えば、一般的に邦銀では「プライベートバンキング」は、「資産運用・資

産管理全般についてお客さま毎にオーダーメイドのプランを提供し、総合的なソリューションを提供するサービス」を指していると考えます。しかし、それぞれの銀行において、プライベートバンキング部門（類似する名称を含む。）が担当する顧客層は、銀行毎の営業基盤、顧客の資産規模や戦略等により異なることが想定されます。つまり、「プライベートバンキング」という呼称で扱われている部署であっても、FATCAが想定する「プライベートバンキング」、すなわち、入念なデューデリジェンスを必要とする顧客を担当する部署には該当しないケースも考えられます。Notice 2011-34に記載されているような、「プライベートバンキングなどの呼称で扱われているという事実のみをもって該当することとする」という考え方は受け入れがたいものです。したがって、FATCAの効果的運用の観点から、プライベートバンキングに該当するかの判定については、各行がその呼称にかかわらず、FATCA上のプライベートバンキングに該当するかの判断を行い、その判断にもとづく分類をIRSは尊重する、との取扱いを全銀協として提案します。

または、IRSが具体的な金額のバーを示すなど顧客資産の取扱金額に着目したり、顧客から受け取る報酬体系の実体面を重視する方法の採用など実態面をより重視した定義に変更してください。

### ③証拠書類について【明確化要望事項】

Notice 2011-34で示された定義において「証拠書類」は、「権限のある政府機関により発行される、個人の氏名および住所を含む有効な書類で、一般に本人確認のために使用されるもの」と定義されています。また、「非米国人として区分するための証拠書類」として、「口座所有者の名称を含み、かつ米国以外の国の市民権または居住を示す証拠書類」との記載があります。これらを踏まえると、例えば、日本の各都道府県の公安委員会が発行する日本の運転免許証のように、米国政府のみならず他国政府が発行する証拠書類であっても、「口座所有者の名称を含み、居住を示す証拠書類」に該当するものは、FATCA上、有効な「証拠書類」に該当することを明確にしてください。

### （２）参加FFIの既存個人口座の特定手続きについて

Notice 2011-34で、Notice 2010-60において示された既存個人口座に対するプロセスが改定されたことは、全銀協を含む実務界の意見を幅広く聞く米国当局



の姿勢の表れと考え、評価します。ただし、プライベートバンキング顧客に対する新たなプロセス（ステップ3）を導入し、かつ、高額口座（50万米ドル）基準（ステップ5）を導入する一方で、そのほかのプロセスについては大幅な簡素化は図られておらず、このままでは金融機関側の実務負担は非常に大きいと言わざるを得ません。FATCAの対象が、米国納税義務者の海外資産の捕捉にある点に鑑みると、プライベートバンキング顧客に対する特別の手続きの導入には一定の効果があると考えますが、多数のそれ以外の口座に関するデューデリジェンス手続きについては、リスクベース・アプローチにもとづき、更なる効率性向上・簡素化のため、以下、具体的に述べる点について、ご検討願います。

### ①名寄せについて【明確化要望事項】

Notice 2011-34では、口座残高の算定に際し、既存コンピュータシステム上で口座の一部または全部が共通の所有下にあることにより相互に関連する口座については、単一の口座として取り扱わなければならないことが示されています。一方、同一会社または別の関連会社であっても、個人情報保護やファイヤーウォールの観点、コンピュータシステムの制約により、必ずしも名寄せが完全に行えないケースも予想されます。したがって、FATCAに関連する名寄せは、各金融機関が直面する当地の法制やシステム上の制約を踏まえ、でき得る限りで対応することで可とされることの確認をお願いします。具体的には、既存のシステムにおいて完全な名寄せが困難である場合には、対応可能な範囲（拠点単位（会社単位、支店単位など）での名寄せ・合算など）で対応することで可とされることを確認願います。

### ②個人口座の範囲について【明確化要望事項】

デューデリジェンス手続きは個人口座と事業体口座でそれぞれ異なる手続きが規定されていますが、個人事業主・営業性個人（sole proprietors）は個人・法人のいずれに区分するかを明確化を求めます。米国の税務上の分類は、必ずしもFFIの所在国に馴染まない可能性があることから、一律の分類ではなく、参加FFIにおける通常の業務上の区分を尊重することも、あわせて検討ください。

### ③閾値について

**【提案事項4】 閾値について**

現在の閾値 (US\$50,000) の引上げ。

全世界一律の基準を導入する場合には、米国の預金保険適用限度額である US\$250,000 を閾値とする。

または、各国の預金保険適用限度額等を参考に、各国ごとの閾値を設定する。

ステップ1 および2において、口座残高または価値がUS\$50,000以下の口座は、非米国人口座として扱うことができるとされています。全銀協としては、前回の意見書(2010年11月1日付)でも主張したとおり、US\$50,000の免除規定の引上げを再度要望します。

FATCAは米国人の租税回避防止を主目的としています。その仕組みの導入に際しては、各FFIにおける口座保有者の大半を占める自国顧客(米国への納税義務のない顧客)に与える影響は、最小限にとどめるべきです。つまり、各FFIが抱える平均的・一般的な自国顧客が、広くFATCA上のデューデリジェンスの対象となることは回避すべきであり、そのために有効な方法は、一定額以下の口座について非米国口座として扱うとの「閾値」の考え方の採用であることには、全銀協として異論ありません。ただし、現在提案されている一律の基準は、各国の経済実態に鑑みると不相当であり、各国の実情に応じた柔軟な適用をお願いします。

「平均的・一般的な自国顧客」を判定する基準としては、各国における預金保険適用限度額や、平均貯蓄残高が参考になると考えます。特に預金保険の背景には、「各国における平均的・一般的な預金者の預金を保護する」との考え方があることに鑑みると、各国の預金保険制度における保護対象金額<sup>1</sup>を参考として、閾値を引き上げる(全世界一律の基準を導入する場合には、米国の預金保険適用限度額であるUS\$250,000とする。または、各国の預金保険適用限度額等を参考に、各国毎に閾値を設定する。)ことを検討いただきたいと思います。

なお、日本の預金保険適用限度額(1,000万円≒US\$123,456)ないし日本の平均貯蓄残高(1,638万円≒US\$202,222/2人以上の世帯の1世帯当たり)に比べても、現在提案されている閾値は著しく低額であることを申し添えます。

**【明確化要望事項】**

○ 閾値の適用対象口座

ステップ2において閾値が適用される対象となる口座は、Notice 2011-34か

<sup>1</sup> 米国では\$250,000、カナダでは100,000CAD、欧州では100,000EURなどとなっています。

らは、預金口座に限らずカस्टディ口座や金融機関の株式または債権持分も含むあらゆる金融口座を指すものと理解していますが、その旨を明確に記載してください。

○ 閾値の該当性を判断する際の為替レート

Notice 2011-34では、閾値に該当するかを判定する基準日が「年末残高」とされましたが、閾値が米ドル建てで示されているため、日本円等の外国通貨の残高を米ドルに換算する必要性が生じます。その際の換算レートの基準を明確にさせていただきたいと思えます。または、各FFIが合理的と考えるレートを採用することで可としていただきたいと思います。

④ステップ3：プライベートバンキングについて

邦銀におけるプライベートバンキング業務は、一般顧客向けの商品・サービスとの差異が際立っている欧米銀行のプライベートバンキング業務と比べると、その差異は限定的であり、全銀協が実施したアンケートによると一般顧客向けのコンサルティングサービスの延長線上に位置づけている銀行が大半です。また邦銀では実態として、プライベートバンキングサービスの提供は、本邦居住者に限定しており、FATCAが潜在的にターゲットとしている米国人富裕層との取引はきわめて限定的です。

については、リスクベース・アプローチにもとづき、富裕層を主な取引相手とするプライベートバンキング部門については入念な確認を行うべき、とのNotice 2011-34の考え方は首肯できますが、実効性の観点から、以下に記載する個別論点・提案をご検討ください。

**【提案事項5】非プライベートバンキング口座について**

非プライベートバンキング口座については、ステップ4で電子データを検索するのみでFATCAの目的は達成されるため、ステップ5（US\$500,000以上の高額口座に関するデューデリジェンス）は行わないこととする。

プライベートバンキング部門に関しては、入念なデューデリジェンスを行うことに鑑みると、そのほかの口座保有者（非プライベートバンキング口座）に対するデューデリジェンスについては、リスクベース・アプローチの考え方にもとづき、簡素化されるべきと考えます。具体的には、前述のような居住性概

念が採用されなかったとしても、非プライベートバンキング口座については、ステップ4で電子データを検索するのみで、FATCAの目的は達成されるものと考えます（ステップ5（US\$500,000以上の高額口座に関するデューデリジェンス）・ステップ6（年次再確認）は行わないこととし、ステップ4において米国示唆情報がない口座を「非米国口座」として取り扱って差し支えないこととする。）。

**【提案事項6】 対象顧客（家族）について**

プライベートバンキング顧客の家族については、プライベートバンキングリレーションシップマネジャーが認識している家族のみを対象として、デューデリジェンスを行えばよい。

プライベートバンキング顧客で、デューデリジェンスの結果、米国人であると特定された顧客については、その家族についても、原則米国人とされることになっています。この点、「家族」の定義の明確化が必要になります。家族名義の口座を含めて包括的に関係を構築し、オーダーメイド型のサービスを提供することが一般的である欧米銀行のプライベートバンキング業務と対比すると、邦銀のそれは、一般顧客向けのサービスの延長線上にある度合いが強く、したがって、家族を含めた包括的な資産管理は一般的ではありません。また、既存口座について、必ずしも「家族」の観点から管理を行っておらず、したがって、どの口座保有者同士が家族であるのかについて、網羅的な情報を入手していないこともあります。仮に、家族を対象に含める場合でも、実務上の取扱いとして、プライベートバンキングリレーションシップマネジャーが認識している家族のみを対象として、デューデリジェンスを行えばよいことを明記してください。

**【提案事項7】 対象顧客情報について**

プライベートバンキング顧客に対する「入念なレビュー」の対象は、システム上登録されている顧客の関連情報または口座開設時に顧客から徴求した資料とする。

プライベートバンキングリレーションシップマネジャーは、担当する顧客の口座ファイルおよびその他の記録（書面および電子データ）に関して、入念なレ

ビューを行い、米国示唆情報を抽出することとされています。この手続きは、場合によっては、膨大な顧客ファイルを精査する必要が生じる懸念があり、FFIにとって大きな実務上の負担となります。そのため、検証の対象を、システム上登録されている顧客の関連情報または口座開設時に顧客から徴求した資料に限定するよう提案します。

### 【明確化要望事項】

#### ○米国の口座への資金移動指示について

Standing Instructionの定義の明確化が必要と思われます。Standing Instructionの一般的な定義上、FFIが顧客との間で事前に契約を締結し、その契約にもとづいて、指定の周期毎（例えば毎月末）に、指定の米国口座に対して送金を行うサービスを指すものと考えております。取引の都度顧客が送金依頼書をFFIに提出するような送金取引は、定期送金指示には含まないと理解していますが、その旨の明確化をお願いします。

#### ○米国住所からの定期的な指示について

「米国住所からの定期的な指示」は、例えば、米国外に所在する口座に関する取引指示（当該口座からの出金や投資商品の購入・売却等）が考えられますが、具体的にどのような取引指示が対象となるのか、具体例を示していただきたいと存じます。また、一般的な送金取引で、米国銀行が仕向銀行、邦銀が被仕向銀行となるケースでは、SWIFTにより米国銀行から邦銀に対しペイメントオーダーが発信されますが、このようなペイメントオーダーは、本パラグラフに定義する「指示」には該当しないことを明確化願います。

#### ○米国示唆情報のない顧客の扱いについて

ステップ3において米国示唆情報がない口座は「非米国口座」として取り扱って差し支えない旨を明確化してください。

#### ○証拠書類について

ステップ3において、抽出された米国示唆情報の区分に応じて「非米国パスポートまたはその他同等な政府機関発行の証拠書類（a non-U. S. passport or other similar government-issued evidence establishing the client's citizenship in a country other than the United States.）」の提出を受けることとされていますが、要求される証拠書類がセクションI. A. 1. (6)で定義

される「証拠書類 (documentary evidence)」との対比において、同義なのか異なるのか、また異なるとすれば具体的な相違点は何かについて明確にしてください。

#### ○書面保存期間について

ステップ3で「FFIは、書面でなされた要求および調査の回答を、10年間保存することを徹底しなければならない。」とある一方、セクションIV (米国口座の報告 B. 総出入金額) には、「FFI契約上、通常の業務の一環としてFFIが米国口座保有者に対して発行したステートメントのコピーを保管している場合、そのコピーは5年間保存される必要があり、また、要求があった際にはIRSに提出しなければならない。」とあります。書類の保存期限が混在することは、FFIの実務に無用の混乱を生ぜしめる懸念もあることから、統一したかたちに明確化をお願いしたいと存じます。または、各国の法制で書類の保存期限が設定されている場合には、その尊重も検討に値すると考えます。例えば、本邦の「犯罪収益移転防止法」では、本人確認記録は、当該取引が終了した日から7年間保存、また、取引記録は、当該取引が終了した日から7年間保存となっています。米国法令であるFATCAにより10年間の保存を義務付けられることは、国内法にもとづく邦銀の保管義務を超えた対応を求められることとなります。保管期間の短縮、あるいは上述のとおり各国のAMLやKYC法制における書類の保存期限に準ずることを認めてください。

#### ○市民権放棄・非取得の説明書提出について

ステップ3およびステップ4で、「米国生まれにも関わらず非米国居住者である顧客に対し、なぜ米国市民権を放棄したのか、またはなぜ出生時に米国市民権を取得しなかったかの説明書の提出を求める必要がある」とされています。日本においては国籍に関する情報は、歴史的にセンシティブに取り扱われてきていることもあり、銀行が顧客に対して、このような説明書の提出を要求することは、実務上の負担が大きく、また、顧客との間で無用のトラブルに発展する懸念もあります。したがって、「市民権放棄・非取得の説明書」の提出義務を廃止していただくか、または、実務上、FFI・顧客の双方にとって負担が少なくなるかたちでの規則の策定 (例えば、定型フォーム上の質問に回答する仕組みの導入) を検討願います。

#### ⑤ステップ4：米国民口座であることを示唆する情報を有する口座について

ステップ4は、ステップ1～3で除かれなかった口座が対象となるため、多数の口座が対象となります。ステップ3でリスクが高いと考えられるプライベートバンキング口座が対象とされているため、その残りを対象とした本ステップにおいては、リスクベース・アプローチにもとづき、前述のとおり、居住性の概念の導入により、簡素化を図る方法が考えられますが、その方法が受け入れられなかった場合でも、既存口座を一律対象とした網羅的な調査ではなく、閾値の引上げ（前述のとおり、US\$50,000からUS\$250,000への引上げ）等、対象口座の更なる限定が必要であると思料します。

#### 【明確化要望事項】

##### ○既存の情報システムの活用について

ステップ4において、参加FFIは既存の顧客データ管理システムで電子検索が可能な範囲での対応が求められることと理解しています。つまり、本件について新たなシステム改変、構築などの対応は不要であると認識していますが、その点の明確化をお願いします。

##### ○米国の口座への資金移動指示について

前述のプライベートバンキングにおける記載のとおり、Standing Instructionの定義の明確化が必要と思われます。Standing Instructionの一般的な定義上、FFIが顧客との間で事前に契約を締結し、その契約にもとづいて、指定の周期毎（例えば毎月末）に、指定の米国口座に対して送金を行うサービスを指すものと考えております。取引の都度顧客が送金依頼書をFFIに提出するような送金取引は、定期送金指示には含まないと理解していますが、その旨の明確化をお願いします。また、対象となる資金移動指示についても、US\$50,000などの閾値を設けることにより、リスクベース・アプローチの徹底と参加FFIの負担軽減を図っていただくようお願いします。

##### ○証拠書類について

ステップ4において、抽出された米国示唆情報の区分に応じて「非米国パスポートまたはその他同等な政府機関発行の証拠書類（a non-U. S. passport or other similar government-issued evidence establishing the client's citizenship in a country other than the United States.）」の提出を受けることとされていますが、要求される証拠書類がセクションI. A. 1. (6)で定義

される「証拠書類 (documentary evidence)」との対比において、同義なのか異なるのか、また異なるとすれば具体的な相違点は何かについて明確にしてください。

#### ⑥ステップ5：US\$500,000ドル以上の高額口座について

残高US\$500,000以上の高額口座について入念な確認が要求されていますが、預金社会である日本においては、US\$500,000（約40百万円）は、決して高額口座とは言えず、ステップ5の対象となる口座も多数となることを見込まれます。したがって、真にリスクが高いと見込まれる口座を入念な確認の対象とする考えにもとづけば、閾値の更なる引上げ（例えば、US\$1,000,000（約81百万円））も視野に入れ、検討をお願いしたいと存じます。

また、高額個人口座のデューデリジェンス手続きにおいて米国示唆情報を抽出する際に検証する対象は、「口座ファイル」とされていますが、この具体的な内容は不明であるため、明確化を求めます。仮に、「口座ファイル」が、ステップ3における検証対象である「顧客の書類や電子データ、その他の記録」と同じものを指すのであれば、FFIの負担が大きいため、定義を見直し、「システム上登録されている顧客の関連情報」または「口座開設時に顧客から徴求した資料」に限定するよう要望します。

#### **【明確化要望事項】**

##### ○ 外国通貨の場合の規定

ステップ1やステップ2と異なり「外国通貨の場合には同額相当」という表現が入っていませんが、この点は単なる記載漏れであることをご確認ください。

##### ○ 米国示唆情報のない顧客の扱いについて

ステップ5において米国示唆情報がない口座は「非米国口座」として取り扱ってよい旨を明確化してください。

#### ⑦ステップ6：年次再評価について

#### **【提案事項8】年次再評価について**

- ・年次再評価の対象となる預金口座の閾値は、US\$1,000,000とする。



・確認スパンについては、年次ではなく、3年に1回とする。

今回のステップ6では、ステップ5の対象となっていなかった口座について、3年目から、その前年末時点の残高を確認し、ステップ5に該当するか否かの判定を毎年行うことを義務付けています。前述のとおり、日本が預金社会であることに鑑みると、多数の口座を対象として年次再評価が必要となってしまう懸念が強いと考えております。この事務負担は大きいため、今回の案でUS\$500,000とされた閾値の引上げ（例えば、US\$1,000,000（約81百万円））の検討をお願いします。加えて、確認スパンの延長（毎年→例えば3年に1回等）の検討をお願いします。

さらに、年次再評価の場合にも、繰返しになりますが、米国示唆情報を抽出する際に検証する対象は、システム上登録されている顧客の関連情報または口座開設時に顧客から徴求した資料に限定するよう要望します。

#### 【明確化要望事項】

○米国示唆情報のない顧客の扱いについて

ステップ6において米国示唆情報がない口座は「非米国口座」として取り扱ってよい旨を明確化してください。

#### ⑧猶予期間（書類の提出を受けるまでの期間）の扱いについて

既存の個人口座のデューデリジェンス手続きにおいて、口座保有者の属性の特定のために書類の提出を要請するに際して、それぞれ提出期限が定められています。これはすなわち、逆に申しあげると、提出期限までは一定の猶予期間が設けられていることとなりますが、そのような猶予期間中は、顧客の口座属性が確定していない（すなわち米国口座でもなく、非協力口座でもない）と言えることから、年次報告の対象にもパススルー支払に係る源泉徴収の対象にもならないことを明確化するよう要望します。

#### （3）本人確認手続きの完了の証明について

FFIのFATCA遵守に関する責務を負うこととなる責任者は「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）または同等の責任者」とされていますが、「同等レベル

の責任者 (or another equivalent-level officer) 」とは、肩書・役職は問わないとしても、あくまでもコンプライアンス部門を統括する立場にある幹部職員であることが必要という趣旨であるのか明確にしてください。

FFIが何らかの証明を行う必要性については理解いたしますが、外国の個別法令であるFATCAについて、CCOの認証をことさらに必要とする点について、違和感を覚えます。FATCAに関する手続きの遵守については、外部監査等により担保すればよいのではないかと思料します。全銀協としては、Notice記載の「CCOによる認証」または「外部監査」のいずれかの選択性などもご検討される余地があると思料します。

また、認証内容について、「顧客に米国口座としての検出を回避するような助言などを行っていないこと」などが対象となっていますが、認証の対象は、あくまでも「そのような規定が参加FFIに存在すること」の認証であり、その他の分野についても「リスクベース・アプローチにもとづくbest effort がなされたこと」の認証であることを確認したいと思います。CCOが認証内容をすべて検証、確認することは現実的に不可能であるため、上記明確化をお願いします。

## 2. セクションIIについて

### (1) 今回示されたパススルーの基本的考え方について

**【提案事項9】** 今回示されたパススルーの基本的考え方について

Notice 2011-34で示されたパススルーの基本的考え方は、法律論上および実務上の問題があるため、撤廃する。

全銀協として、パススルーの基本的な考え方が明らかになったことは、定義すら不明確であったこれまでの現状に比べると、少しは前進していると感じます。ただし、IRSから示されたNotice 2011-34の中身を見ると、パススルーの定義が、FATCAが当初想定していた内容・定義から拡大されているように感じられます。結果として、米国が課税対象をNotice (ガイダンス) で拡大していることになりかねず、この法律論上の問題点について、全銀協として強く懸念しております。また、パススルー率の算定や源泉徴収方法などについて、実務上の問題点も多く存在しており、邦銀として対応可能なものではなく、失望しております。つまり、Notice 201-34で示されたパススルーの考え方については、法律論上および実務上の問題点があるため、全銀協として撤廃を強く主張します。

## (2) 全銀協としてのパススルーの考え方

日本と米国の経済的つながりを考えた場合、例え小規模な金融機関であっても、自己勘定で何らかの米国資産を保有しているケースが多く存在します。かかるケースでは、金融機関は当該米国資産から収益を得ており、かつ、預金者に対して利息を支払っています。「米国資産からの収益」と「預金者宛の利息支払」には直接のつながりはなく、したがって、我々はこのような事例がパススルーに該当するとは考えておりません。しかし、今回示された定義を踏まえると、かかるケースについても、パススルー課税の対象となる懸念があります。これには強い違和感を覚えます。

今回の定義を踏まえると、明らかに米国源泉所得でないもの（例えば、FFIが自行の顧客に支払う預金利子）がパススルー支払に含まれ、源泉徴収対象となりますが、そもそもかかる所得に米国の課税権が及ぶ根拠を明確化するよう要望します。還付請求の方法も含め、米国源泉でない所得に対する源泉徴収の妥当性が明確にならない限り、日本国内における源泉徴収が顧客との契約、顧客への責任の観点から説明できなくなる恐れもあります。

また、仮にある金融機関がFATCAの適用を避けるため、全ての米国口座を解約し全ての米国投資を取りやめると決断した場合でも、国内取引銀行のいずれかが米国資産を保有する場合には、当該金融機関は不参加FFIとして源泉徴収の対象となります。これは、FATCAにおいてIRSとFFIが個別契約を締結するという形式を採りながらも、実質的には米国法で定められた義務を世界中の金融機関に対して課すのと同義となり、著しく不合理と考えられます。

これらを受け、全銀協として、パススルーについて、以下を提案します。

### **【提案事項10】** パススルーについて

パススルーの基本的考え方は以下とする。

- パススルーの概念は、送金取引など、一般的な商業銀行業務については、適用しない。
- 源泉徴収の対象となる支払に起因する支払とは、源泉徴収の対象となる支払または源泉徴収の対象となる支払に直接紐付けができる支払の何れかである。

商業銀行における一般的な業務の一つである送金取引のように、銀行が自らの業務の一環で行う支払ではあっても、その内容や取引目的については関知し得ないものもあります。例えば、ある米国の一般事業法人が日本の一般事業法人に物品購入代金の支払を行う場合、当該米国事業法人は取引先の米国金融機関に送金を依頼します。日本側では、米国金融機関からの送金を受取側の法人の取引先銀行（参加FFI）が受領し、そのうえで、日本側の事業法人の口座に入金します。このケースで、仮に日本側の事業法人が非協力的顧客であった場合、FATCAに照らすと、米国からの送金の内容が「源泉徴収可能額」と判断された場合には、日本側の銀行が源泉徴収することとなります。実務上は、このような送金取引は数多く発生しており、それぞれの送金の中身が源泉徴収可能かどうかを金融機関側で判断することは不可能です。このような送金取引を含めてFATCAの対象とすることは、一般商取引にも多大なる影響を与え、実務面の混乱を引き起こすことは必至です。したがって、送金取引全般をパススルー支払に含めることは、実務上もワークしないことから、回避いただくよう強く要望します。かかる支払については、米国側の金融機関で確認・チェックを行うことにより、捕捉することは可能と思料します。

上述のとおり、パススルーの考え方を、送金取引や預金の利子支払など、一般的な商業銀行業務に当てはめることには、無理があります。したがって、パススルーの考え方から、一般的な商業銀行業務を除外することを提案します。これまで我々が主張してきたとおり、源泉徴収の対象となる支払に起因する支払とは、「源泉徴収の対象となる支払または源泉徴収の対象となる支払に直接紐付けができる支払の何れかである」べきです。

### (3) パススルー率の算定について

上述のとおり、全銀協として、今回示されたパススルーの基本的考え方については、根本的に反対します。加えて、仮に米国当局がかかる概念の導入を強行する場合であっても、実務上ワークしない仕組みとなる可能性が極めて高いと考えます。例えば、パススルーの算定についても、米国資産の定義や計算スパン、パススルーに関する情報の入手方法などの点につき、多くの問題があるため、今回示された方法は非現実的なものと言わざるを得ません。

IRSによると、米国資産を総資産で除したものがパススルー率であるとのことですが、今回示された定義を元に、米国資産を厳格に分類することは非常に困難です。FATCA対応の準備のためだけに、米国資産を分類するために労力を取ら

れることが懸念され、また、得られる効果も限定的です。多くの金融機関において、保有資産が米国資産か否か、FATCAに規定されるFFIが発行したもののか否かといった分別管理は行っておりません。パススルー率計算のためだけに、全ての資産についてこのような分類を行うことは実務上困難です。

また、FFIの取引相手先（下層FFI）の情報を付加してパススルー率を算定することも相当な負荷となります。相手先のパススルー率情報の更新も考えると、四半期毎のパススルー率の計算は極めて困難です。そもそも、金融機関の取引関係は複雑に入り組んでいることから、パススルー率の計算の前提となる米国資産の計算も非常に困難となることが予想されます。すなわち、ある金融機関が米国資産を分類しようとする場合、他の金融機関のパススルー率が公表されていることが前提となりますが、当該「他の金融機関」も、また別の金融機関のパススルー率の公表を待っているケースが存在し得ます。つまり、複数のFFIが相互に持分や非カストディ口座を保有しているケースでは、Notice 2011-34の計算ルールに従えば、相手方のFFIのパススルー支払割合が確定するまで自らのパススルー支払割合が計算できない、という関係が相互に生じます。このような取引関係の連鎖は金融界では極めて一般的であり、実務上、パススルー率の計算には難題が多いと言わざるを得ません。このように、現状のパススルー率の計算方法には、問題点が多く存在するため、繰り返しになりますが、今回IRSから示されたパススルーに関する基本的な考え方に全銀協として反対します。

全銀協としては、IRSが我々の意見に耳を傾け、Notice 2011-34で提案したパススルーの考え方を撤回すると信じております。IRSが無謀にも、提案どおりの案を強行しようとするとしても、以下の全銀協の提案を真摯に検討いただきますようお願い申し上げます。

**【提案事項 11】** パススルー率の計算について

- パススルー率の算定に使用する米国資産の対象を主要科目のみに限定する（例：有価証券、貸出金、預け金等の元本に関する科目のみ）など、大幅に簡素化する。
- パススルー率の算定に使用する総資産は、各国の会計基準にもとづき作成されている貸借対照表等にもとづくもので可とする。
- 計算スパンは、四半期毎ではなく、少なくとも年次とする。
- FFIのパススルー支払割合の計算における、米国資産の計算上、下層FFIに対

する持分および非カストディ金融口座の残高は考慮しないこととする。

- IRSが参加FFIやみなし遵守FFIのリストと共に、パススルー率についても纏めてリストにする。

まず、パススルー率の算定に使用する米国資産の対象を主要科目のみに限定する（例：有価証券、貸出金、預け金等の元本に関する科目のみ）ことを提案します。実効性の観点からは、予め限定した主要科目のみとする以外には現実的な対応ができないと考えます。

また、パススルー率の算定に使用する総資産は、各国の会計基準にもとづき作成されている貸借対照表等にもとづくもので可としていただきたいと思います。算定に関し、さらに簡便な方法としては、FFIの規模や所在国などにもとづく固定比率の使用をオプションとして容認する方法もあるのではないかと思います。

加えて、計算スパンを四半期毎ではなく、少なくとも年次にするなど、長期化の方向で見直しいただくよう要望します。

そして、FFIのパススルー支払割合の計算における米国資産の計算上、下層FFIに対する持分や非カストディ金融口座の残高を考慮することは、実務上大きな負担であり、これらを考慮しないこととするよう要望します。少なくとも、下層FFIのパススルー率については、前四半期（あるいは前年末）などの公表されたデータで問題ないことを明確にいただきたいと思います。

最後に、パススルー率計算に際しては、各参加FFI、みなし遵守FFIのパススルー率を各社のホームページなどで検索する作業は著しく非効率であり、IRSとしてすべてのパススルー率をまとめて管理・公表することを要望します。

### **3. セクションⅢについて**

#### **(1) みなし遵守について**

Notice 2011-34で、みなし遵守規定の具体的内容が示されたことについて、全銀協として一定の評価をしています。しかし、依然として、多数の問題が存在することを指摘せざるを得ません。

まず、FFIがみなし遵守規定の適用を受けるためには、IRSの認証を3年ごとに受けることが義務付けられています。FFIとIRSの双方の負担軽減のためにも、認証期間を、例えば、QI制度における認証期間である6年などに延ばすことを

検討いただきたいと思います。

また、みなし遵守規定の具体的基準が示されましたが、これらの基準では、本来みなし遵守規定の対象となるべき金融機関が除外されることはなく、対象範囲に含まれる金融機関が存在しないという事実上の空文規定となってしまうことが懸念されます。以下、それぞれの項目について、コメント申しあげます。

#### ①特定の地域性銀行

**【提案事項 12】 特定の地域性銀行（ローカルバンク）について**

(5)の条件は撤廃する。

それに替わり、例えば、以下のような、全世界的に共通のクライテリアを導入し、地域性銀行の定義を見直す（必要に応じて、条件を組み合わせる。）。

(i) 自己資本比率に国内基準を使用していること。

(ii) 口座開設書類、顧客へのサービスの案内、店頭でのサービスやウェブページなどが原則として設立国の言語のみで提供されていること。

(iii) 設立国の金融規制当局が定める地域性銀行向けの枠組みの範囲内で運営されていること。

まず、Notice 2011-34では、5つの条件を満たす拡大関連者グループ内のFFIについては、全てみなし遵守FFIと扱われるとされています。

事実上米国人との取引を行っていないような地域性銀行について、世界共通のクライテリアを設け、みなし遵守金融機関とするIRSの考え方には賛成するものの、現在の案では、対象範囲が狭すぎるため、結果として本来みなし遵守金融機関とされるべき金融機関が除外されないこととなってしまいます。特に、(5)の「非居住者、不参加FFI、NFFE（当該 FFIと同一法域のみで事業を行う例外NFFEは除く）が保有者となる口座の開設・保持を行わないように確証するための方針・手続きを実行している」との項目は、特に「例外NFFE」の定義に関し、明確化が必要です。すなわち、Notice 2011-34では、「Notice2010-60で定義されている例外NFFE」との記載がありますが、その具体的な内容が不明です。Notice 2010-60では、ひとつには、1472条(c)に該当する場合を例外NFFEとしていますが、他方、既存法人口座から米国人を特定するプロセスの中で、「『実体のある事業を行っている法人』を『例外NFFE』として扱う」ことを定めています。

Notice 2011-34における「例外NFFE」を、仮に「1472条(c)の定義に該当するもの」のみであるとすると、上場企業等以外の一般の事業法人との取引を行っ

ていない地域性銀行がみなし遵守FFIの対象となることとなります。しかしながら、そのような地域性銀行は事実上存在しません。米国の通常の地域性銀行の場合にもいわゆる「mom and pop store」との取引を数多く行っており、現状のままで今回提案の要件に合致する銀行を見つけることは極めて困難なはずです。

一方、『実体のある事業を行っている法人』を『例外NFFE』として扱う」とこととすると、すなわち、「実体のない事業体が所有者となる口座の開設・保持を行わないように確証するための規定を設ける」ことにより、みなし遵守FFIの条件を満たすこととされることとなります。ただし、事業実体の有無の判別を行うためには、参加FFIと同様の手順を踏む必要があり、本来、参加FFIと同様の手順を踏む必要がないカテゴリーであるはずの「みなし遵守FFI」の趣旨と相容れないものとなります。Notice 2011-34では、法人顧客に関する確認手順については触れられていませんが、前回示された個人既存口座のプロセスが今回大幅に変更になったように、法人既存口座の確認プロセスが今後大幅に変更される可能性があることに鑑みると、Notice 2010-60の法人口座特定プロセスで示された「例外NFFE」の定義が、本セクションに当てはまるのかについて疑問も残ります。

銀行は、幅広く預金を預かる一方で、必要な資金を貸し出すことを本業としています。その中で、(5)にあるような条件、特に「NFFEの口座を原則として開設・保持しない」との点については、一般的な商業銀行の業務内容およびみなし遵守規定の趣旨と相容れるものではなく、全銀協として、(5)の条件の撤廃を強く要請いたします。

代替案として、より幅広く世界中に受け入れられると考えられる次のようなクライテリアを提案します。これらのクライテリアを必要に応じて組み合わせることにより、より普遍的な実効性のある「地域性銀行」の定義が可能となると考えます。

- (i) 自己資本比率に国内基準を使用していること（本邦における「国内基準」の対象金融機関は、バーゼルⅡフレームワークにおける「Internationally Active Bank」に当てはまらない金融機関です。米国金融当局は、これらのバーゼルにおける銀行監督の枠組み議論に精通していると考えます）。
- (ii) 口座開設書類、顧客へのサービスの案内、店頭でのサービスやウェブページなどが原則として設立国の言語のみで提供されていること。
- (iii) 設立国の金融規制当局が定める地域性銀行向けの枠組みの範囲内で運営



されていること。

なお、日本の場合、金融庁の「監督指針」が金融機関の種類・規模等により、複数存在しています。いわゆる主要行向けの「監督指針」が対象としている金融機関は13であるのに対して、中小・地域金融機関向け「監督指針」が対象としているものは約550です。加えて、その他の協同金融組織が約900存在しています。なお、それぞれ金融機関の2010年3月末現在の一社当たりの平均預金残高は、主要行が38兆円（約4,700億米ドル）である一方、中小・地域金融機関が7,601億円（約94億米ドル）、その他の協同金融組織が1,095億円（約14億米ドル）であり、その規模の差は歴然としています。

#### 【明確化要望事項】

##### ○スタンドアロンのFFIの取り扱い

規則上、拡大関連者グループを形成していることが前提となっていますが、同グループを構成しない単体のFFIであっても、Notice 2011-34の条件を満たせば、みなし遵守FFIとして扱われると理解しておりますが、その旨明確化ください。

##### ②参加FFIグループ内の地域FFIメンバー

#### 【提案事項13】参加FFIグループ内の地域FFIメンバーについて

(3)(4)の条件は撤廃する。

セクションⅢ. B. では、参加FFIグループ内の地域FFIメンバーが、みなし遵守FFIとして認められるためには

- (1) 設立国外で事業を行っていないこと
- (2) 設立国外で口座勧誘を行っていないこと
- (3) 次の口座を特定するために、参加FFIに課せられた既存口座特定手続きを実施していること
  - － 米国人口座、不参加FFI口座、NFFE口座（FFIと同一法域のみで事業を行う上場会社等の例外NFFEは除く。）
- (4) (3)の口座が発見された場合には、当該口座を他の参加FFIに移管または閉鎖すること

の条件を充足することが必要とされています。

これらの規定は参加FFIの負担軽減に配慮した規定と考えられますが、その要件が非常に厳格なものであるため、実際の負担軽減につながらない懸念があります。したがって、要件(1)(2)のみに限定することを要望します。

#### **【明確化要望事項】**

##### ○要件(3)について

上記提案が採用されない場合は、要件(3)について充足の有無を確認することとなりますが、この要件(3)は、新規口座・新規顧客についても本人確認を求める趣旨であるのか、明確にしてください。

## **4. セクションIVについて**

### **(1) 米国人口座の報告について（口座残高または価値、総受取額および総引出額）**

預金口座について、口座に支払われ、または付与された配当・利子の総額について報告することとされていますが、「配当・利子」には、口座を保有する銀行が支払った利子や、カスタディ業務にもとづき保護預かりしている証券に関する配当に限られることを明確化願います。つまり、例えば、別の証券会社の口座に証券を保有している顧客が、単に配当金の受取り口座として銀行口座を指定しているようなケースで、当該銀行口座に配当金が送金されてきたようなケースでは、受取口座のある銀行には報告義務はないことを確認させてください。また、Notice 2011-34で変更される前の報告内容は、総受取額や総引出額であったと認識しておりますが、参加FFIの任意選択により、それらの報告を行うことも認めるようにしてください。個別の参加FFIの状況により、対応しやすい方法が採れるように選択肢を広げていただきたいと思います。

### **(2) 支店および関連会社による報告**

全銀協として、支店ごとに米国人口座に関する報告を行うオプションが設定されることを歓迎します。今後、具体的な詳細が早期に示されることを期待しています。

### **(3) 年次報告に関するその他の懸念事項**

### ①米国納税者番号

米国口座に関する年次報告に際して、特定米国人または実質米国人所有者の氏名、住所のほか米国納税者番号（TIN）の報告が必要とされています。FFIがその通常業務において、顧客の米国納税者番号情報を保有していることはまず考えられず、また、顧客から情報を入手しようとしても、スムーズに徴求できないケースも考えられます。かかる情報の取得および報告を義務付けることは、FFIに対して過大なコスト負担を課すこととなります。したがって、参加FFIが合理的な努力をしたにもかかわらず顧客より納税者番号を入手できず、年次報告の期限に間に合わなかったとしても、その事実のみを持って直ちにFFI契約の不履行とみなすのではなく、例えば、FFIが引続き情報の入手に努めている場合には、一定の猶予を認めるなどの方法を検討願います。

### ②報告通貨

Notice 2010-60ではIRSあて年次報告に際しては、米ドル建報告を義務付ける予定とされていますが、Notice 2011-34では年次報告対象となる米国口座の口座残高等の金額の集計に際しては、各国の租税原則（または会計基準）に従えばよいこととされています。集計において各国の租税原則に従うことが認められる以上、当然の帰結として、各国通貨建での集計・報告が認められることと考えます。つまり、米ドル建報告を義務付けない取扱いに修正することを要望します。FATCAの目的に照らせば、口座残高等の情報が必要であるのであって、その通貨単位が何であるかは本質的には重要ではないと考えます。したがってFFIの実務負担に配慮する観点から、報告通貨単位は任意とすべきです。

### ③実質米国人所有者の扱い

米国口座の保有者が米国人所有外国事業体である場合には、実質米国人所有者の属性情報の報告が義務付けられています。FFIとの間に取引関係すら有しない実質米国人所有者（口座保有者の出資者）との関係においては、そもそも本人確認への協力を要求することや、IRSに対する情報提供に係る法令上の権利放棄を求めることは、実務上不可能であるため、参加FFIの要件から、実質米国人所有者に係るデューデリジェンス手続きおよび年次報告義務を除外するよう要望

します。

#### ④電子ファイリング

IRSへの年次報告について電子ファイリングを義務付けることが検討されていると認識しております。FATCAの目的に照らせば、IRSにとって必要な情報が提供されることが重要なのであって、如何なる方法で情報提供されるかは本質的には重要ではないと考えます。また邦銀の場合、報告対象となる米国口座の数は僅少であることが予想されるため、電子ファイリングシステムの構築は過大なコスト負担となる懸念があります。したがって、FFIのコスト負担に配慮する観点から、電子ファイリングは任意選択とすべきです。

### 5. セクションVについて

現在QIとして活動しているFFIは、参加FFIとなることとされていますが、この具体的手続きに関するガイダンスが早期に示されることを希望します。

### 6. セクションVIについて

#### (1) リードFFIについて

IRSは、Notice 2011-34で、リードFFIの概念を導入しています。一方、実務上、グループ内の主要金融機関が、拡大関連者グループ内の全ての金融機関の契約実務等をリードFFIとして行うことは、非常に負担が大きいと思われれます。また、FATCAは原則としてFFI毎に契約を締結し、その契約にもとづき、それぞれのFFIに義務が課されるものであることから、各FFIグループの実情次第では、グループの代表としてのリードFFIの指定を義務付けることは、必ずしも効率的でなく、場合によってはむしろ非効率な運営となる懸念があります。一方で、リードFFIが機能する場面も想定されることから、下記のコンプライアンスFFIと同様に、オプションとして用意されることが適当であると思料します。

#### (2) コンプライアンス一元化オプションについて

コンプライアンスFFIの指名が強制されず、あくまでもオプションであること

の確認を求めます。

### **(3) 拡大関連者グループに関するその他の懸念事項**

FATCAの規定(1471条(e)(1))では、FFIの要件充足義務および年次報告義務が、同一拡大関連者グループ内に不参加FFIがある場合には、その米国口座も含めて適用することが示されています。これは、拡大関連者グループベースで、FATCA上の「連帯責任」を負担させようとするものと理解していますが、グループ内といえども、リーガルエンティティが異なる他のFFIの顧客に対して本人確認への協力を求めることや、ましてや口座の強制解約を行うことは現実的に不可能です。

したがって、上述のFATCA本体の規定に拘らず、Notice 2011-34で提示されているとおり、拡大関連者グループ内の全てのFFIは参加FFIまたはみなし遵守FFIとなることを義務付けるのみで十分であると考えます。

なお、参加FFIが要件遵守のためにグループ内の不参加FFIの顧客に関する本人確認を実施することは、本邦金融機関に課せられる守秘義務や個人情報保護法(および同ガイドライン)上の問題が生ずる懸念があります。

## **7. Notice 2011-34で取りあげられていない点に関する主な明確化要望等**

これまで、Notice 2011-34で示された点に関する提案や明確化要望を記載しましたが、それ以外にも、多くの論点が存在しております。未だNoticeで触れられていない点についても、早期にガイダンス・規則案を発行するよう要望するとともに、特に、以下の点について、全銀協として明確化を要望します。

### **(1) FFIの定義**

Notice 2010-60では金融業以外の持株会社については議論されていましたが、銀行持株会社に関しては具体的な定義がされていませんでした。そのため、銀行持株会社は、FATCA上の「金融機関」に該当しない旨を明確化してください。仮に銀行持株会社を金融機関に含めることを想定しているのであれば、対象から除外するよう要望します。邦銀の銀行持株会社の業務範囲は、本邦の銀行法上「その子会社である銀行等の会社の経営管理およびその附帯業務」に限定されており、金融口座の定義に該当しないことは明らかです。なお、子銀行等の

株式保有は、経営管理の目的とするものであって、業としての投資やトレーディングとはその目的を異にするものであります。

## (2) 金融口座の定義

金融口座の定義のうち、最後の「金融機関の株式持分または債権持分（確立した証券市場で日常的に取引されるものを除く）」については、その定義上、上場金融機関が発行する優先株や、上場銀行持株会社傘下の非上場銀行が発行する普通株も該当することとなるため、1471条(d)(2)(C)はファンド等の投資ビークルの持分に限定するよう要望します。

## (3) 公益・公共法人の取扱いについて

FATCAの規定においては、租税回避リスクの低い事業体として、例外NFFEとのカテゴリーが用意されています。一方、各国の税法等において、一定の条件を満たす公益・公共法人等を定義・リストアップしている事例が散見されます。公益・公共法人については、租税回避リスクは低いと考えられることから、FATCA上、例外NFFEに分類することを検討願います。

## (4) 国内法との関連

FATCA1471条(b)(1)(f)(ii)では、米国口座保有者に関するIRSへの情報提供（IRSに対する年次報告）が、各国プライバシー法令に抵触する場合は、当該法令上の権利放棄（waiver）の取得を試みるとともに、権利放棄に応じない口座保有者を非協力的口座保有者として扱い、当該口座を強制解約するよう義務付けています。全銀協は参加FFIの要件から「口座の強制解約」を除外するよう要望するとともに、少なくとも既存口座は強制解約の対象から除外するよう要望します。

IRSに対する口座情報の提供は、本邦金融機関に課せられる守秘義務・個人情報保護法（および同ガイドライン）に照らし、疑義を生ずる懸念があります。

FATCAの規定上、邦銀は口座保有者から法令上の権利放棄を取得する義務を負い、さらに権利放棄が取得できない場合には、当該口座の強制解約が義務付けられることとなりますが、他方で、本邦において預金口座は、国民生活にとって不可欠な日常の決済インフラとして広く社会に認知されており、その強制解

約については「相当な慎重さ」が求められます。現に、取引慣行上も取引約款上も、強制解約は「違法な行為に利用されていることが判明した場合」等に限定して運用されています。FATCAでは、上記権利放棄に応じない顧客は強制解約の対象となりますが、当該顧客は口座開設の際には所定の本人確認手続きに忠じている顧客であり、各国のプライバシー法令が認めている保護法益を放棄せよ、というFATCAの要求に応えないことを以って「違法な行為に利用されている」ことと同列に取り扱うことは不適切であると考えます。

なお、Notice 2010-60 では、法人口座で事業実態の確認ができないものについては、最終的に、実質米国保有者よりW-9等の確認書類を入手することとし、それができない場合には、非協力的顧客として扱うこととされています。この点に関し、口座保有者でもない実質米国保有者が非協力的であるからと言って、米国人所有外国事業体の口座を強制解約することは、上述のとおり既存口座ですら強制解約が困難であることに鑑みると、FFIに過度の負担を強いるものであり、対応することが不可能である点を申し添えます。

## (5) 租税条約との関連

FATCAでは、不参加FFIが源泉徴収対象支払を受け取る際の源泉徴収は、一般の税務上の所得である利子・配当等に限らず、債券等の資産売却額（元本相当部分）に及ぶこととされています。一般に税務上の所得に当たらない資産売却元本に対して米国の課税権が及ぶ根拠の明確化を要望します。あわせて租税条約との関係において、一方の締約国居住者（および当該締約国の内国法人）に対する課税関係が一方的に強化されることとなる点について、どのように整理されるのかについても、改めて明確化を要望します。

不参加FFIが源泉徴収対象支払を受け取る際、源泉徴収を受けた場合には、租税条約上の軽減税率を適用した範囲内で還付が受けられることとされています。通常、租税条約では税務上の所得とされる利子・配当等に係る軽減税率に関して取決めがあるのみで、上記に掲げる売却元本に対する課税関係については特段の取決めはありません。このような場合、売却元本に係る租税条約上の軽減税率は0%であるものとみなして、還付請求が可能である旨を明確化すべきと考えます。

仮に、当該売却元本に対して還付を認めない取扱いを想定しているのであれば、還付可能な取扱いに修正すべきと考えます。租税条約上、売却元本に係る税率

の取扱いについて取決めがないのは、そもそも課税対象ではないためであり、係る売却元本を源泉徴収対象とする以上、それに対する還付ルールについても明確化すべきです。また、当該売却元本に対して還付を認めない取扱いを想定しているとすれば、租税条約との関係において、一方の締約国居住者（および当該締約国の内国法人）に対する課税関係が一方的に強化されることとなる点について、米国国内法の改正のみで措置できる根拠を明らかにすべきと考えます。仮に、当該売却元本に対して還付を認めない取扱いを想定している場合には、金融機関が通常実施する資金繰り目的の資産売買の都度、30%もの源泉徴収が行われることとなり、世界中の金融機関にとって深刻な流動性の枯渇を招き、グローバルな金融システムを崩壊させることとなる点を指摘いたします。

また、IRSが、FFIによる年次報告ではなく、租税条約上の情報交換規定を含む政府間の情報交換協定にもとづいて、各現地国政府を経由して情報収集を図ることとするよう要望いたします。FFIがIRSに対する年次報告を義務付けられた場合、前述のとおり各国のプライバシー法令への抵触や、それに起因する口座の強制解約というさらに解決困難な課題を惹起することとなるため、政府間の情報交換の枠組みを最大限活用すべきです。

## **(6) 新規個人口座**

新規の個人口座に関するデューデリジェンス手続きはNotice 2010-60において規定されている一方で、既存の個人口座に関するデューデリジェンス手続きはNotice 2011-34において全面差替えとなっています。同Noticeの規定により、個人口座に関するデューデリジェンス手続きは既存口座と新規口座との間で不整合が生じているため、新規の個人口座に関するデューデリジェンス手続きも別途修正予定である旨を明確化するよう要望するとともに、修正後手続きを早期に公表するよう要望いたします。

## **(7) 法人口座に関する手続き**

法人口座に関する手続きについては、従前から意見書や面談においてご説明申しあげたとおり、邦銀にとって極めて重要な点となっております。法人口座の検証手続きに関するガイダンスについても、金額基準（閾値）の導入など全銀協および他の諸団体からの要望を反映のうえ、一刻も早く出していただくようお願い



します。特に、事業実体があることの検証や米国人所有外国事業体の確認等をはじめとするプロセスについて、FFIに過度な負担を強いるものとならないよう十分に配慮いただくことを要望します。

#### (8) 還付手続き

FATCAでは源泉徴収対象となった支払の受益者がFFIである場合には、租税条約にもとづく軽減税率を適用したものとして還付が受けられることとされています。受益者がFFIである場合に限定されているのは、受益者が非協力的口座保有者である場合には、一切の還付を認めないという趣旨であるのか明確化を要望します。

#### (9) FATCAの実効日について

Notice 2011-34のセクションVIIで、FATCAの発効日に関する考え方が示されたことについては、一定の評価をしますが、現状では、FFI契約に伴う義務や責務が不明確であり、金融機関がFFI契約を締結するための環境が整っているとはいえないと考えます。システム対応に要する時間も必要であることに鑑みると、2013年1月の時点で、FATCA対応を100%済ませておくことは不可能です。したがって、十分な移行期間の設定などの柔軟な対応を求めます。

### 最後に

繰返しになりますが、全銀協としては、租税回避リスクの軽重を考慮していただき、金融機関に不必要な負担を求めないかたちでの財務省規則の策定を要望いたします。前述のとおり、日本は米国の重要なパートナーであり、また、日本の銀行界全体としての米国証券等に対する直接投融資残高は2009年末で約26兆円（約3,210億米ドル）にのぼります。米国経済の重要な資金源を維持し、日本の金融業界による米国への投融資撤退という事態を回避するため、そして日米の金融機関に無用な混乱を招かないためにも、財務省規則の策定に際しては、実利かつ公正な解決策の勘案を、IRSに対して全銀協としても要望いたします。

上記の考察を進展するに当たり、FATCA施行の過程において全銀協が協力でき

ますことを期待しています。また、もしIRSが全銀協の上記提案に代わる解決策を模索しているのであれば、我々としてはその内容に関する話合いにも、引き続き喜んで応じる予定です。

以 上